平成２９年（フ）第２６号
新潟県上越市大字稲谷1017番地
債務者　小林　昭夫
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　伸樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月10日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第３８１号
さいたま市見沼区大和田町１丁目515番地３　Ｇｌｕｃｋ大宮公園　101号室
債務者　山田　千鶴
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　峯岸　孝浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月18日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４０号
埼玉県熊谷市男沼568番地１
債務者　松村　啓司
1　決定年月日時　平成29年４月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五十川剛俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月19日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２７９号
京都市右京区嵯峨北堀町20番地12　嵯峨公団住宅２－５
債務者　林　　千世
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩﨑　智加
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２３５号
京都市右京区西院矢掛町22番地　ハイツホリエ311号
債務者　成田　治康
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　綾一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月26日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３５号
北海道苫小牧市春日町２丁目３番13号　大京春日102
債務者　唐澤　　錠
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高田　耕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第３１２号
岐阜市大洞西５番６－102号　（市営住宅大洞団地）
債務者　村瀬　義晴
1　決定年月日時　平成29年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　御子柴　慎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第４２８号
名古屋市中川区荒中町259番地　Ｔｈｅ　Ｇｒｅｙｈｏｕｓｅ　102、従前の住所名古屋市中村区角割町１丁目22番地の１　アーバンライフ黄金201号
債務者　髙橋　晋平
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井口　光奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２７号
長野県下伊那郡喬木村15893番地１
債務者　小椋　康稔
1　決定年月日時　平成29年４月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮下　将吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
長野地方裁判所飯田支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第６１号
岐阜県羽島市竹鼻町狐穴1622番地、前住所岐阜県羽島市竹鼻町丸の内２丁目102番地
債務者　安藤　　光
1　決定年月日時　平成29年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２５号
茨城県日立市十王町友部東１丁目６番地１（エム・エスビル203号）、前住所茨城県日立市十王町伊師523番地１
債務者　篠原　敦子
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第２７号
茨城県北茨城市関本町福田286番地２
債務者　内野　礼記
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第２８７号
埼玉県川口市大字西立野767番地の２　オーナーズガーデン西立野Ｂ202号
債務者　吉川　　亮
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３００号
埼玉県志木市下宗岡２丁目12番27号　セレーノエスト　102号
債務者　片山久美子
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３５３号
埼玉県志木市上宗岡２丁目19番37号　ライブ88　201号、旧住所埼玉県志木市中宗岡２丁目15番29―202号
債務者　高橋　正江
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８０号
埼玉県東松山市元宿２丁目18番地３　ニューリバーハイツ202号
債務者　赤津　満夫
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部